

## (仮称) 三重松阪蓮ウィンドファーム発電所計画段階環境配慮書に対する 三重県環境影響評価委員会調査審議結果 (答申)

本事業は、事業実施想定区域が約 7,434 ヘクタール、発電所総出力が最大 251,000 キロワットという、陸上における風力発電所としては国内でも最大規模の事業である。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及を図るものであり、地球温暖化対策に資するものと考えられるが、事業実施想定区域は、その全域が自然公園区域であるほか、広い範囲に鳥獣保護区、保安林、希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）、重要野鳥生息地（IBA）などの重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、自然的・文化的な観点から、保全優先度が極めて高い地域である。

環境影響評価における配慮書手続きでは、比較的広域な範囲から事業実施想定区域を絞り込む過程を含むことも可能とされており、事業者は本配慮書の公表段階で既にこの絞り込み過程を経て想定区域を設定したとしている。しかし、事業者は上記の重要な要素の存在を考慮して事業実施想定区域を選定していると言えず、計画段階環境配慮書の趣旨である、「事業計画を検討する早期の段階における重大な環境影響の回避、低減の検討」が自然環境保全の見地から十分実施されているとは言い難いため、事業の実施に伴う、動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このことは、多くの環境影響評価委員や配慮書の作成において助言を受けた専門家から、この地域での事業実施を避けるべきであるとの意見が多数出される要因ともなっており、事業計画を中止するか、事業実施想定区域の抜本的な見直しが必要である。

なお、今後事業を継続する場合でも、環境影響評価手続きにおいては、以下に述べるそれぞれの項目について十分に検討したうえで、誠実かつ丁寧に対応するとともに、適切に環境影響評価を実施し、予測される影響に対して、事業実施想定区域からの除外、風力発電機の設置基数の削減等、最大限の環境保全措置を講じること。

### 総括的事項

- 1 風力発電機設置想定範囲のうち、A エリア、D エリアについては、県立自然公園の特別地域が含まれており、極めて自然植生度が高い植物群落が広く分布している。これらに生息・生育する動植物については、この地域特有のまとまった自然環境が必要であり、本事業による重大な影響が懸念される。

これらの重要な自然環境のまとまりの場については、事業実施想定区域から除外するとともに、その他の場所においても風力発電機の設置基数の削減を含む事業計画全体の見直しを行うこと。

- 2 本配慮書では、事業実施想定区域の選定に至る検討過程の説明が不十分であり、特に法令等の制約を受ける区域について、どのように配慮し、絞り込みを行ったかが不明瞭なものとなっている。今後、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配

置等」という。)の検討にあたっては、その経緯を丁寧に説明すること。

また、計画段階配慮事項に掲げた各事項に係る環境影響の重要度を整理し、事業計画に反映させるとともに、自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要があることを明確にし、それらを方法書に記載すること。

- 3 今後の手続きにおいては、科学的な知見に基づいた調査・予測を実施するとともに、個別的事項で述べる各項目に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し及び風力発電機の設置基数の削減等、規模の縮小を含めた事業計画の見直しを行うこと。
- 4 環境保全措置の検討にあたっては、同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考として、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- 5 事業実施にあたっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（2017年3月資源エネルギー庁）に基づき、地域住民や自治体等とコミュニケーションを図り、説明会を積極的に開催することなどにより理解を得ること。  
また、登山者をはじめとする利用者等、幅広い関係者から意見を聴取し、これらの結果を踏まえて事業による環境影響の予測・評価を行うこと。

## 個別的事項

### 1 大気質

本事業は県内におけるこれまでの風力発電事業と比較して大規模であること、また、風力発電機設置想定範囲への進入路も整備が必要となることから、長期間の工事が予想される。「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下、「発電所アセス省令」という。）では、工事の実施に伴う環境影響評価の選定項目に大気質は含まれていないが、本事業及び事業実施想定区域周辺地域の特性を踏まえ、必要に応じて選定すること。

### 2 騒音及び風車の影

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居のほか、学校、医療機関等、環境保全上配慮すべき施設が存在し、工事中及び供用時における騒音、並びに供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、周辺住民への説明を十分に行うとともに、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、風力発電機を住居等

から離隔すること等により、騒音及び風車の影による生活環境への影響を回避又は低減すること。

### 3 水環境

(1) 事業実施想定区域には水源かん養保安林及び三重県水源地域の保全に関する条例に基づき水源地域に指定された地域が存在する。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、改変を必要最小限に留め、土砂の発生や濁水による水環境への影響を回避又は低減すること。

(2) 事業実施想定区域は大台町東部給水区域の水源である大熊川の流域であるため、水道事業者と協議のうえ、工事の影響による水道水源等への影響を適切に把握できる地点を水質調査地点に設定し、水量及び水質等の予測・評価を実施すること。

### 4 地形・地質

(1) 事業実施想定区域は全国的にも降雨量が多い地域であり、開発によって降雨後に土砂の流出が増加することが懸念される。また、砂防指定地と隣接している場所も多く、土砂災害の危険性が高い地域でもある。対象地域の気候及び地形の特徴を踏まえ、土地の安定性についても、必要に応じて事業による影響の予測を行うこと。

(2) 事業実施想定区域は、日本最大の活断層である中央構造線の近隣であり、構造線を境として表層地質や地形が大きく異なっており、複雑な地形・地質を示していることから、風力発電設備等の整備箇所における土地の安定性について、詳細に調査を実施し、影響の予測・評価を行うこと。

(3) 事業実施想定区域の周辺には、「一の滝」、「二の滝」をはじめ 14 か所の滝、「香肌溪」、「領内溪谷」等 8 か所の峡谷・溪谷地形が認められ、また計画地Dエリア北方の高見山に連なる尾根線上には奇岩怪岩である「高見山周辺の流紋岩質トア」が存在している。風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、こうした優れた地形・地質を損なうことがないように、これらに十分配慮した計画とすること。

### 5 陸生動物

(1) 事業実施想定区域は、国の特別天然記念物であるカモシカ（ニホンカモシカ）の生息が確認されており、「紀伊山地カモシカ保護地域」が一部含まれている。また、本地域のカモシカは環境省レッドリストにおいて「紀伊山地のカモシカ」として絶滅のおそれのある地域個体群（LP）として掲載され、生息地の攪乱に対する一層の配慮が求められている。カモシカは定着性が強く、個体数自体が少ないため、数個体の損失でも地域個体群へ与える影響が懸念される。このことから、保護地域及びその周辺は事業実施想定区域から除外する等により、生息環境の改変を回避できるよう、事業計画の見直しを行うこと。

- (2) 事業実施想定区域は、国の天然記念物であるヤマネの生息が確認されており、本事業による影響が懸念されるが、生息個体数や分布などの詳細が不明なことから、本種の生態に応じた現地調査及び予測を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講じることにより、事業による影響を回避又は低減すること。
- (3) 事業実施想定区域周辺では、国の天然記念物かつ国内希少野生動植物種であるイヌワシの生息が確認されており、本事業による影響が懸念される。本種は行動圏が広大であることから、特に厳密な調査及び予測を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講じることにより、事業による影響を回避又は低減すること。また、影響の予測にあつては、狩場となり得る伐採跡地の分布について、今後の伐採計画も踏まえた長期的な視点で予測を行うとともに、主要な行動域の変化を考慮した影響についても予測・評価を行うこと。
- (4) 事業実施想定区域で確認される「紀伊半島のツキノワグマ」は、環境省レッドリストにおいて、絶滅のおそれのある地域個体群（LP）として掲載され、その絶滅が危惧されており、本事業により個体群への影響が懸念されることから、現地調査及び予測を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講じることにより、事業による影響を回避又は低減するとともに、繁殖率に影響を与えないよう、越冬期間に配慮した工事計画を策定すること。
- (5) 事業実施想定区域周辺には、県指定天然記念物であるオオダイガハラサンショウウオをはじめとする希少な両生類の生息が確認されている。本事業による道路の造成工事により、それらの成体の生息環境が消失・分断されるおそれがあることから、特に厳密な調査及び予測を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講じることにより、事業による影響を回避又は低減すること。
- (6) 事業実施想定区域は、三重県指定希少野生動植物種であるサシバをはじめとする希少猛禽類の渡りルートとなる可能性が高く、本事業により渡り鳥への重大な影響が懸念されることから、複数年にわたる現地調査により渡りルートの実態を充分把握すること。  
また、その結果を踏まえ、風力発電機の設置位置の見直し等により、事業による影響を回避又は低減すること。
- (7) 事業実施想定区域には鳥獣保護区が含まれ、国内希少野生動植物種であるクマタカ等の希少猛禽類及びコウモリ類の生息情報があることから、本事業の実施により、風力発電機へのバードストライク及びバットストライク等による鳥類及びコウモリ類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、既存の調査結果、専門家等からの助言及び最新の知見等により、鳥類及びコウモリ類に關す

る適切な調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類及びコウモリ類への影響を回避又は低減すること。

## 6 陸生植物

(1) 事業実施想定区域周辺には、県指定天然記念物である「滝谷・檜原の川岸岸壁植物群落」をはじめとする貴重な植物群落が存在することから、今後詳細な事業計画を策定するにあたっては、それらへの影響を回避又は低減するよう、十分検討すること。

(2) 事業実施想定区域周辺には、三重県指定希少野生動植物種であるムシトリスミレの生育が確認されており、一部の群落は「蓮のムシトリスミレ群落」として県指定天然記念物とされている。事業実施想定区域内においても、新たな群落が確認される可能性があることから、調査場所及び調査手法について十分検討すること。

## 7 水生生物

事業実施想定区域及びその周辺の河川には国指定天然記念物であるネコギギが生息している可能性があるため、詳細な生息状況調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、本事業による影響を回避又は低減すること。

## 8 景観

事業実施想定区域及びその周辺は、国立公園、国定公園、県立自然公園として指定されているように、香肌峡、中央構造線の露頭をはじめとする重要な自然景観が複数存在しており、本事業による景観への影響が懸念される。景観への影響の予測にあたっては、主要な眺望点ごとにフォトモンタージュを作成したうえで、『国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』等に準拠して実施し、その結果を踏まえ、事業による影響を回避又は低減するよう、風力発電設備の位置・規模等について検討を行うこと。

## 9 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 事業実施想定区域内及びその周辺は、樹氷が見られる高見山、シロヤシオで知られる三峰山、ブナが群生する迷岳、明神平、これらの山系からの湧水により存在する熊が池などがあり、優れた自然景観を形成している。そのため、自然との触れ合いや美しい景観を求めて県内外から多くの人々が訪れる場所となっているが、本事業による景観等への影響が懸念される。人々が多数利用する登山道の直接改変やハイキングコースからの眺望が阻害されないよう、風力発電設備の位置・規模等について検討を行うこと。

(2) 現在、松阪市では、香肌峡県立自然公園を中心に周囲の山々を「まつさか香肌イレブン」、大台町では、松阪市界との尾根部を中心とした登山道を「大熊三山（迷岳、白倉山、古ヶ丸山）」とそれぞれ名付け、観光資源として位置付けている。これらの山城

に風力発電施設が設置された場合は、観光資源へ与える影響が懸念されることから、松阪市及び大台町と十分に協議を行ったうえで、風力発電設備の位置・規模等について検討を行うこと。

## 10 その他

- (1) 地元自治体からは、風力発電設備による超低周波音や電波障害に関する影響への懸念が示されている。「発電所アセス省令」では、環境影響評価の選定項目にそれらは含まれていないが、本事業及び事業実施想定区域周辺地域の特性を踏まえ、必要に応じて事業による影響を予測すること。
- (2) 事業実施想定区域は、奈良県境から約1 kmの距離であり、同県域においても本事業による影響を受けるおそれがあることから、今後の手続きにおいては奈良県に対し環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めること。
- (3) 環境影響評価図書について、インターネット上で印刷が可能な状態で公表することや、縦覧期間後も引き続き閲覧が可能な状態にするなど、本事業に対する地域住民への理解を促進するとともに、利便性の向上に努めること。